

指定特定・障害児相談支援重要事項説明書

(令和 7 年 4 月 1 日現在)

敦賀市社会福祉協議会指定特定・障害児相談支援事業所「あいあい」

当事業所があなたに提供する相談支援について下記のとおり説明します。

1. 事業の目的及び運営の方針

(1) 事業の目的

利用者の方の特性を踏まえて、その有する能力に応じ可能な限り自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、また、利用者の方又は障がい児の保護者（以下「利用者等」といいます。）の選択に基づき適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者から総合的かつ効率的に提供されるよう支援することを目的とします。

(2) 運営の方針

- ・利用者等の意思及び人格を尊重し、利用者に提供される障害福祉サービス等が特定の種類又は特定の障害福祉サービス事業者に不当に偏ることのないよう公正中立に事業を実施するとともに、市町村及び障害福祉サービス事業者等、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的かつ効率的なサービスの提供に努めます。
- ・障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「障害者総合支援法」という。）（平成 17 年法律第 123 号）、障害者総合支援法施行令（平成 18 年政令第 10 号）、障害者総合支援法施行規則（平成 18 年厚生労働省令第 19 号）、障害者総合支援法に基づく指定計画相談支援の事業の人員及び運営に関する基準（平成 24 年厚生労働省令第 28 号）、児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）、児童福祉法施行令（昭和 23 年政令第 74 号）、児童福祉法施行規則（昭和 23 年厚生労働省令第 11 号）、児童福祉法に基づく指定障害児相談支援の事業の人員及び運営に関する基準（平成 24 年厚生労働省令第 29 号）その他関係法令等を遵守し、事業を実施します。

2. 事業所名称及び所在地

事業所名称	敦賀市社会福祉協議会指定特定・障害児相談支援事業所「あいあい」
所在地	〒914-0047 福井県敦賀市東洋町4番1号 (敦賀市福祉総合センター「あいあいプラザ」内)
連絡先	電話 0770-22-8811(直通) ファックス 0770-22-3785

3. 職員の職種、人数及び職務内容

職 種	人 数	職 務 内 容
管 理 者	常勤 1 名	職員及び業務の管理を一元的に行います。
相談支援専門員	常勤 1 名以上 (現任研修修了者 1 名以上)	生活全般に係る相談、サービス等利用計画又は障害児支援利用計画の作成、継続的なモニタリング等を行います。

4. 営業日及び営業時間

営 業 日	月曜日から金曜日までです。 ただし、国民の祝日及び12月29日から翌年1月3日までは休業します。
営業時間	午前8時30分から午後5時30分までです。

5. 相談支援の提供方法と内容

- (1) 利用者等及びその家族からの日常生活全般に関する相談及び利用者のサービス等利用計画又は障害児支援利用計画（以下、「利用計画」といいます。）の作成に関する相談に応じます。
- (2) 利用者等に対してサービスの提供方法等について理解しやすいように説明するとともに、ピアカウンセリング等の支援を必要に応じて実施します。
- (3) 地域のサービス事業者等の情報を適正に利用者等に提供します。
- (4) 利用者の居宅等を訪問し、面接によるアセスメントを実施します。
- (5) サービス等利用計画案又は障害児支援利用計画案（以下、「利用計画案」といいます。）を作成し、利用者等に交付します。
- (6) サービス担当者会議を開催し、利用計画案の内容について意見を聴取し、調整します。
- (7) 利用計画案を利用者等に説明し、文書により同意を得ます。
- (8) 利用計画を利用者等及び利用サービス等の担当者に交付するとともに、市町村へ写しを提出します。
- (9) 厚生労働大臣が定める期間ごとに、利用者等の居宅等を訪問し、利用計画の実施状況の把握（モニタリング）を行い、その結果を記録します。
- (10) 必要に応じ、利用計画の変更を行います。

6. 利用料

このサービスの利用料は、当事業所が障害者総合支援法の規定に基づいて、市町村からサービス利用料金に相当する給付を受領する場合（法定代理受領）は、利用者の自己負担はありません。ただし、当事業所が計画相談支援給付費額又は障害児相談支援給付費額の代理受領を行わない場合は、厚生労働大臣が定める基準額を当事業所に支払っていただきます。

7. 虐待防止のための措置

- (1) 当事業所では、利用者の人権の擁護・虐待の防止等のため従事者に対する研修の実施、必要に応じて成年後見制度等の利用の支援、虐待防止委員会の設置等の措置を講じます。
- (2) 従事者は、利用者が虐待を受けている可能性がある場合は、速やかに市町村に通報します。

(3) 虐待防止相談窓口の設置

当事業所では、障害者虐待防止に関する相談窓口を設けています。なお、相談窓口は次のとおりです。

相談責任者	管理者 小 田 早 苗
ご利用日時	月曜日から金曜日 (祝日、年末年始[12月29日～翌年1月3日]を除く) 午前8時30分～午後5時30分
ご利用方法	電話または面接 電話番号 0770-22-8811(直通)

8. 苦情の申立

当事業所が行うサービスの内容や当事業所が作成したサービス計画等に対し、疑問や苦情のあるときは、当事業所において受け付けます。なお、連絡先、苦情処理のための体制・手順は別紙のとおりです。

利用者同意欄

令和 年 月 日

私は、事業者より上記の重要事項の説明を受け、同意しました。

利 用 者 住 所
氏 名

印

署名代行者 住 所
本人との続柄
氏 名

印

1. 利用者からの相談又は苦情等に対応する窓口（連絡先）

○敦賀市社会福祉協議会指定特定・障害児相談支援事業所「あいあい」の管理者及びサービス提供責任者

相談責任者：管理者 小田 早苗

電話：0770-22-8811（直通）

ファックス : 0770-22-3785

○敦賀市福祉保健部障がい福祉課

電話：0770-22-8176

○福井県社会福祉協議会運営適正化委員会

電話：0776-24-2347

2. 当事業所が苦情処理を行うための処理体制・手順

